

あきた芸術劇場の管理に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和6年7月11日
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課

1 調査の目的

あきた芸術劇場は、秋田県民会館(昭和36年築、平成30年5月末閉館)及び秋田市文化会館(昭和55年築、令和4年9月末閉館)の機能を継承し、県内の文化芸術の振興を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、秋田県(以下「県」という。)と秋田市(以下「市」という。)が、新たな秋田の文化芸術の創造拠点として共同で整備した文化施設です。

令和4年度の開館以降、効果的かつ効率的な経営を実施するため、民間事業者のノウハウ及び能力を活用した指定管理者制度による管理運営を行っています。

この施設は、大・中ホールをはじめとして、利用者のニーズに応じて多様な用途で活用され、県内における芸術文化の発信拠点となっている一方で、県市主催事業の更なる充実のほか、集客力のある公演の誘致や周辺施設と連携したにぎわい創出を継続的に実施していくことが課題となっております。

この調査は、公募要件に関すること、施設の効果的な利活用やにぎわい創出などにつながる手法等について幅広く検討するため、民間事業者の意見・提案等を伺うものです。

2 対象施設の概要

所在地	秋田県秋田市千秋明徳町2番52号
土地・延床面積	土地面積：17,401.55㎡ 延床面積：25,057.98㎡
既存建物の概要	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 階層：地上6階、地下1階 愛称：ミルハス 竣工年度：令和4年度 主要施設： 【大ホール】客席 2,007席(1階1,380席、2階627席)、 車椅子常時2席、多目的室6席 楽屋 9室(大2室、中4室、小3室)、約100名収容 【中ホール】客席 800席(1階500席、2階300席)、 車椅子常時2席、多目的室4席 楽屋 7室(大1室、中4室、小2室)、約80名収容 【小ホールA】約200名収容、控室2室併設 【小ホールB】約160名収容、控室2室併設 【研修室1、2、3】各22㎡ 【創作室1、2、3】26㎡、23㎡、27㎡ 【創作室4、5】和室10畳、和室6畳 【練習室1、3】48㎡、17㎡(合唱練習用) 【練習室2、4、5、9】44㎡、17㎡、27㎡、18㎡(電子楽器練習用) 【練習室6、7、8】33㎡、46㎡、37㎡(ダンス練習用) 【エントランスロビー】総合案内、多目的スペース、情報発信スペース等 【レストラン】厨房、食品庫、控室併設 【駐車場】194台収容(身障者用5台含む。) 【駐輪場】55台収容
土地の権利状況	千秋明徳町204番1(ポケットパーク敷地)：市所有 千秋明徳町204番2(旧和洋高校敷地)：県市所有 千秋明徳町204番4(旧和洋高校敷地)：県市所有 千秋明徳町204番17(旧秋田県民会館敷地)：県所有

建物の権利状況	縣市所有						
現況	利用料金併用制による管理運営（令和8年度まで）						
現募集要項及び仕様書（一部抜粋）	<p>1 指定管理者に行わせる運営管理の業務</p> <p>(1) 利用の許可等</p> <p>(2) 利用料金の設定、徴収及び減免の決定等</p> <p>(3) 施設及び設備の維持管理</p> <p>(4) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供等（縣市主催事業）</p> <p>(5) 広報・PR事業</p> <p>(6) 入場券販売等の業務</p> <p>(7) その他管理運営業務</p> <p>※指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、縣市の承諾を得て他者に外部委託することができます。</p> <p>2 管理を行わせる期間（指定期間） 令和4年6月1日から令和9年3月31日まで（5年間）</p> <p>3 申請をする団体に必要な資格 申請をする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、秋田県内（以下「県内」という。）に本社、本店又は主たる事務所（以下「本社等」という。）を有する団体であることとします。ただし、秋田市を除く県内に本社等を有する場合は、秋田市内（以下「市内」という。）に支社、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を有する団体であることとします。</p> <p>※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。</p> <p>※2 共同事業体を構成して申請する場合は、必ず代表となる団体（以下「代表団体」という。）を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。</p> <p>※3 代表団体は県内に本社等を有する団体であることとします。ただし、秋田市を除く県内に本社等を有する場合は、市内に営業所等を有する団体であることとします。</p> <p>※4 共同事業体の代表団体を除く構成団体は、県内に営業所等を有する団体であることとします。 なお、応募時において本要件を満たさない団体であっても、指定管理業務開始前の指定する時期までに本要件を満たすことができる団体は、応募可能とします。</p> <p>※5 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。</p>						
現在の指定管理料の限度額	(千円)						
	会計年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	指定管理料	289,204	311,616	311,616	311,616	311,616	1,535,668
	うち県分(57.5%)	166,293	179,180	179,180	179,180	179,180	883,013
	<p>※令和4年度は10か月分（令和4年6月～令和5年3月）。</p> <p>※「あきた芸術劇場の運営管理に関する協定」（令和4年3月7日締結）に基づく負担割合（県：57.5%、市：42.5%）で案分。</p>						

3 サウンディング実施スケジュール

実施要領の公表	令和6年7月11日(木)
説明会の参加申込期間	令和6年7月11日(木)～18日(木)
説明会の開催	令和6年7月25日(木)
現地見学会及びサウンディング参加申込期間	令和6年8月5日(月)～令和6年8月26日(月)
サウンディング事項に係る提案書等の受付期間 ※事前に資料提出がある場合のみ	同上
現地見学会及びサウンディング実施日時・場所の連絡	令和6年9月3日(火)
現地見学会及びサウンディングの実施	令和6年9月10日(火)
サウンディング結果(概要)の公表	令和6年10月

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

あきた芸術劇場の管理・運営等の事業の実施主体となる意向を有する法人又はその他の団体

(2) サウンディングの項目

①公募要件について

- ・指定管理期間の妥当性
- ・申請をする団体に必要な資格の提案

②利用者数の増加及び収益向上につながる手法について

- ・質が高く集客力のある県市主催公演の開催
- ・小ホール、練習室、研修室、創作室、エントランスロビー等の新たな利活用手法
- ・レストラン業務の充実
- ・効果的な自主事業の展開

③広報・PR事業の充実について

- ・本県の芸術文化に係る情報発信の充実
- ・利用案内、公演・イベントに係る広報の充実
- ・集客力のある公演等の誘致につながる営業活動の推進

④地域のにぎわい創出について

- ・県内文化施設等との連携や、秋田市中心市街地の「芸術文化ゾーン」の周辺施設と一体となったにぎわい創出に向けた取組

⑤その他、意見、要望

- ・事業実施に当たって行政に期待する支援や配慮してほしい事項

5 サウンディングの手続

(1) 説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの説明会を実施します。

参加を希望される方は、セミナー参加申込みフォームからお申し込みください。

① 申込受付期間

令和6年7月11日(木)～令和6年7月18日(木)

② 申込先

秋田県の公式ウェブサイト

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/82760>

③ 説明会開催日時

令和6年7月25日(木) 午後3時45分～(10分程度)

※ 時間が前後する可能性があります。

- ④ 開催形式
対面・オンライン併用開催（Z o o m）
- ⑤ 会場
秋田県議会棟大会議室

（２）現地見学会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

参加を希望される方は、別紙１の参加申込書により、期日までに②の申込先へ電子メールにて申し込んでください。

なお、件名には【あきた芸術劇場の管理に関するサウンディング現地見学会参加申込】としてください。

- ① 申込受付期間
令和６年８月５日（月）～令和６年８月２６日（月）
- ② 申込先
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課（８ 問合せ先のとおり）
- ③ 見学会開催日時
令和６年９月１０日（火） 午前９時～午前１１時
- ④ 所要時間
１時間程度
- ⑤ 会場
あきた芸術劇場

（３）サウンディングの参加申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙２のエントリーシートにより、期日までに②の申込先へ電子メールで申し込んでください。

なお、件名には【あきた芸術劇場に関するサウンディング参加申込】としてください。

- ① 申込受付期間
令和６年８月５日（月）～令和６年８月２６日（月）
- ② 申込先
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課（８ 問合せ先のとおり）

（４）サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人その他の団体の担当者宛てに、実施日時及び場所を電子メールで御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

（５）提案書等の提出（事前に資料を提出する場合のみ）

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した提案書を事前に提出してください。その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）も提出してください。

- ① 提出期限
令和６年８月２６日（月）
- ② 提出先
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課（８ 問合せ先のとおり）

（６）サウンディングの実施

- ① 実施期間
令和６年９月１０日（火） 午後１時～午後５時
- ② 所要時間
３０分～１時間程度
- ③ 場所
あきた芸術劇場１階 会議室（予定）

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して、(5)の提案書等とは別に説明のために資料の提出が必要な場合には、提出分として3部持参してください。

(7) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者にも内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

7 別紙

(1) 現地見学会参加申込書（別紙1）

(2) サウンディング・エントリーシート（別紙2）

※ 説明会資料は、あきた公民連携地域プラットフォーム事務局から、5（1）の説明会の前日までに電子メールで送付します。

8 問合せ先

質問等がある場合は、次までお問い合わせください。

○サウンディングに関すること【事業主管課】

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 調整・文化施設活用チーム 佐藤、松江
〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-1529 E-mail:bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

○説明会に関すること【あきた公民連携地域プラットフォーム】

秋田県総務部行政経営課 公民連携・施設チーム 二木、進藤
〒018-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1053 E-mail:gyousei@pref.akita.lg.jp

別紙 1

〈あきた芸術劇場に関するサウンディング型市場調査〉

現地見学会参加申込書

1	団体名			
	所在地			
	(グループの場合) 構成団体名			
	担当者	所属団体・ 部署名		
		氏名		
電話番号				
E-mail				
2	現地説明会 参加予定者氏名	所属団体名・部署・役職		

別紙 2

〈あきた芸術劇場に関するサウンディング型市場調査〉

サウンディング・エントリーシート

1	団体名			
	所在地			
	(グループの場合) 構成団体名			
	担当者	所属団体・ 部署名		
		氏名		
電話番号				
E-mail				
2	サウンディングの希望時間帯をチェックしてください。			
	9月10日(火)	<input type="checkbox"/> 13~15時	<input type="checkbox"/> 15~17時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい
3	サウンディング 参加予定者氏名	所属団体名・部署・役職		

- ※ 対話の実施期間は、令和6年9月10日(火)の午後1時から午後5時まで(終了時刻)とします。
- ※ エントリーシート受領後、調整の上、実施日時及び場所を電子メールで御連絡します。(都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)
- ※ 対話に出席する人数は、1団体(グループ)について3名以内としてください。